

議員発議

地方公務員の給与について、国家公務員の給与減額支給措置に準じた措置を講ずることを求める国の要請に対し、高山市においては、市長をはじめ、職員の給与が平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、減額されることとなりました。

こうした状況をふまえ、高山市議会は、議員相互の議論を深めるなかで、その合意形成を図り、高山市議会の自主的かつ主体的な判断として、自ら議員報酬を減額し、その財源をもって、東日本大震災を契機とした、防災・減災事業への取り組みをより一層すすめていただきたいとの思いから、今回議員報酬を減額することとし、以下の内容の発議第7号を全員一致で可決しました。

また、発議第8号地方財政の充実・強化を求める意見書についても全員一致で可決しました。

発議第7号：高山市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例について

(趣旨)

第1条 この条例は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における高山市議会議員の議員報酬を減額するため、高山市議会議員の議員報酬に関する条例の特例を定めるものとする。

(報酬条例の特例)

第2条 特例期間においては、報酬条例第2条に規定する議員報酬月額を支給に当たっては、議員報酬月額から、議員報酬月額に100分の6.6を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

発議第8号：地方財政の充実・強化を求める意見書

平成25年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額をおしすすめました。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨からみて、容認できるものではありません。地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独立性の強化」、「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するため、地方財政計画・地方交付税については、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要があります。

さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、平成26年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大にむけて、政府に次のとおり対策を求めます。

記

1. 地方財政計画、地方交付税総額の決定にあたっては、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
2. 地域の防災・減災に係る必要な財源は通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振替は厳に慎むこと。
3. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了をふまえた新たな財政需要の把握について、対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年6月21日

高山市議会